

借上げ社宅管理規程

第 1 条 (目的)

この規程は、借上げ社宅の管理について必要な事項を定めたものである。

第 2 条 (入居資格)

借上げ社宅への入居資格は、職員であって以下のいずれかの要件を満たすこととする。

- ① 指定された勤務地が自宅から直線距離 30Km 以上である者
- ② ①以外の理由で自宅から通勤することが困難と法人が認めた者

第 3 条 (入居の決定)

借上げ社宅への入居を希望する職員は、別紙①の借上げ社宅入居申込書に必要事項を記入の上、施設長へ申し込むものとする。

- 2 入居を許可された者は、直ちに別紙②の借上げ社宅入居誓約書を施設長に提出しなければならない。

第 4 条 (入居期間)

借上げ社宅への入居を許可された者（以下、「入居者」という）は、許可後指定された期間内に入居しなければならない。

第 5 条 (同居人の範囲)

入居者が借上げ社宅に同居させることのできる者は、原則として次に掲げる者とする。

- ①配偶者
- ②子
- ③本人および配偶者の親

第 6 条 (使用料)

1. 借上げ社宅の使用料は、月額 1 万円とする。
2. 中途入居、中途退去の場合で 1 か月に満たないときは、日割計算による。

第 7 条 (使用料の徴収)

使用料は、入居者の当月分給与から控除して徴収する。

第 8 条 (使用上の心得)

入居者は、善良な管理者の注意をもって社宅を使用し、職員として円満な隣人関係を営むよう心掛けるものとする。

第 9 条 (禁止事項)

入居者は法人の事前の承諾なくして以下の各号に定めることを行ってはならない。

- ①借上げ社宅を第三者に転貸をすること
- ②法人の許可を得ることなく、定められた以外の者を同居させること
- ③借上げ社宅を他の目的に使用すること
- ④借上げ社宅の増改築、模様替え、施設および敷地の現状を変更すること
- ⑤周辺の住民に迷惑となることを行うこと

第 10 条（費用負担）

入居者は、個人にかかわる下記の費用を負担しなければならない。

- ① 電気、ガス、水道等の光熱費
- ② 駐車場費用、駐輪場費用
- ③ 引越費用、家財
- ④ 町内会費
- ⑤ その他法人が入居者の負担を必要と認めたもの

第 11 条（仲介料、敷金等）

住宅を借り上げる際に斡旋業者に支払う仲介料ならびに家主に支払う敷金、権利金および礼金は、法人が負担する。

第 12 条（入居者負担）

障子の張り替え、ガラス戸の入れ替えその他軽易な修理にかかわる費用は、原則として入居者の負担とする。

第 13 条（損害賠償）

入居者が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、入居者の負担により修理修繕し、またはその損害を賠償するものとする。

第 14 条（退去）

入居者がこの規程に違反する行為をしたとき、または借上げ社宅の使用について不都合な行為を行ったときは、法人は当該入居者に対し、借り上げ社宅からの退去を命令することがある。

第 15 条（退去と退去期間）

入居者が以下のいずれかに該当するときは、次に定める期間内に借り上げ社宅を退去しなければならない。

- | | |
|------------------|--------|
| ①前条により退去を命令されたとき | 1 週間以内 |
| ②法人を懲戒解雇されたとき | 1 週間以内 |
| ③自己都合で退職したとき | 1 週間以内 |
| ④転勤を命令されたとき | 2 週間以内 |

⑤定年退職したとき	1 ヶ月以内
⑥会社都合により退職したとき	1 ヶ月以内
⑦死亡したとき	1 ヶ月以内
⑧法人の命による当地勤務が終了したとき	2 週間以内

第 16 条（原状回復義務）

入居者は、借上げ社宅を退去するときは、入居者の責に帰すべき事由による損傷、汚れ等を自己の費用で原状に回復しなければならない。

第 17 条（立ち会い）

借上げ社宅の退去は、法人の立ち会いのもとに行うものとする。

第 18 条（立入り点検）

法人は社宅の管理および保全のため必要な場合は、あらかじめ入居者に通知して社宅に立入り調査、点検をすることがある。ただし、緊急を要する場合で入居者に通知することができない場合はこの限りではない。

第 19 条（改正）

この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。